

第3章 徴収及び滞納処分

第1節 徴収

- 1 意義
- (1) 租税の徴収
賦課によって（又は賦課を要せずして法令に定める要件を備えることになることによって）調定された税額を収納することをいいます。
- (2) 狭義の徴収
納税者等に対して賦課された税額を納期限までに納付（入）させることをいいます。
- (3) 広義の徴収
狭義の徴収のほかに、納税者が納期限までに賦課された税額を納付（入）しない場合に徴税吏員が行う強制処分である滞納処分をも含めて用いられます。
- 2 方法
税の徴収は普通徴収、申告納付、特別徴収、証紙徴収の4つの方法のいずれかによります。
- 3 納期限
- (1) 納期限
地方団体の徴収金（地方税並びに督促手数料、延滞金、各種加算金及び滞納処分費の総称）を納付する期間を納期といい、納期の末日を納期限といいます。
通常の場合は法定納期限と一致するが、修正申告、更正・決定、繰上徴収、徴収猶予等の場合は、異なる納期限が指定されます。
- (2) 法定納期限
法又はこれに基づく条例の規定により、地方団体の徴収金を納付（入）すべき期限をいいます。
なお、納期を分けているものは、第1期の納期限を法定納期限としています。
ア 定期に賦課する税については、条例で納期限が定められています。
（個人事業税、鉦区税、自動車税）
イ 臨時に賦課する税については、課税原因が発生するごとに納期限を定めま
す。
（不動産取得税）
ウ 申告納付（入）する税については、一般に申告期限と同一の日となります。
（法人県民税、法人事業税、軽油引取税、ゴルフ場利用税等）
- (3) 法定納期限等

地方団体の徴収金と私債権との優先劣後を決める基準となる日をいいます。

私債権者がその徴収金の存在を知ることができる日を基準に規定されており、通常の場合は法定納期限となるが、繰上徴収の場合はその指定納期限、随時に賦課する税の場合はその告知書を発した日等となります。(法 14 の 9①②)

(4) 納期限の延長

納税者又は特別徴収義務者が、災害その他やむを得ない理由により、その納期限までに納付(入)できないと認める場合に、条例の定めるところにより行います。

(法 20 の 5 の 2、条例 25)

4 納税の猶予

(1) 徴収猶予(法 15 他)

徴収を一時的に猶予することにより納税をより確実なものとするために、次の場合などに、申請により期間を限って行います。

ア 災害等によって損害を受けた場合(法 15①(1))

イ 病気にかかり、又は負傷した場合(法 15①(2))

ウ 事業の廃止・休止や、事業に著しい損失を受けた場合(法 15①(3)(4))

エ 修正申告等に係る法人県民税、法人事業税についての特例による場合
(法 15 の 4)

オ 軽油引取税、不動産取得税についての特例による場合(法 144 の 29 等)

(2) 徴収猶予の効果(法 15 の 2 の 3)

猶予期間中は、猶予に係る徴収金について、新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができません。

(3) 徴収猶予の取消し(法 15 の 3)

次の場合には、徴収猶予を取り消し、猶予に係る徴収金を一時に徴収することができます。

ア 分割納付(入)期限までに納付(入)しないとき

イ 増担保の提供、保証人の変更等に応じないとき

ウ 繰上徴収の事由の発生その他猶予を継続することが適当でないとき

取り消す場合には、繰上徴収の事由が発生した場合を除き、あらかじめ弁明を聞かなければならず、取り消した場合には原則として通知をしなければなりません。

(4) 職権による換価の猶予(法 15 の 5)

滞納者の差押財産の換価を直ちにすることにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合、又は換価を猶予することが徴収上有利である場

合において、滞納者が納付（入）について誠意を有しているときは、1年以内の期間を限度として、その財産の換価を猶予することができます。

また、必要があるときは、財産の差押えを猶予し又は解除することができます。

(5) 申請による換価の猶予（法15の6）

職権による換価の猶予によるほか、滞納者の差押財産の換価を直ちにすることにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合において、滞納者が納付（入）について誠意を有しているときは、その者の申請に基づき、職権による換価の猶予同様にその財産の換価を猶予することができます。

（平成28年4月1日以降納期限が到来するものについて適用。）

(6) 換価の猶予の取消し（法15の5の3、15の6の3）

徴収猶予の取消しに準じます（取消前の弁明聴取は除く）。

(7) 滞納処分の停止（法15の7）

滞納処分をすることができる財産のないとき、滞納処分によって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき又は滞納者の所在及び財産がともに不明であるときは、滞納処分の執行を停止することがあります。（法15の7①）

執行の停止が3年間継続したときは、徴収金を納付（入）する義務は消滅します。（法15の7④）

また、執行を停止した徴収金が限定承認に係るものであるときその他徴収することができないことが明らかであるときは、納付（入）する義務を直ちに消滅させることができます。（法15の7⑤—即時不納欠損処理）

(8) 滞納処分の停止の取消し（法15の8）

滞納処分の執行の停止後3年以内に、停止に係る原因がなくなったときは、執行の停止を取り消します。

(9) 納税の猶予の場合の延滞金の免除（法15の9）

納税の猶予に係る税の延滞金額のうち、猶予した期間（年14.6%の割合により計算される期間に限る）に対応する部分の金額の2分の1を免除します。

なお、平成25年度地方税法改正により、当分の間の特例として、各年の特例基準割合を超える部分の金額を免除することとされました。（法附則3の2）

※特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合。当該年1/1～12/31に適用

さらに、やむを得ないときは、納付が困難と認められる金額を免除することができます。

5 担保の徴取

法第15条（徴収猶予）、法第15条の5（職権による換価の猶予）又は法第15条の6（申請による換価の猶予）の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を

猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければなりません。

担保とできる財産の種類は、法第16条第1項に規定するところによります。(法16)

ただし、その猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内の場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、担保を徴さなくてもよいこととされています。(条例17)

6 納付(入)の委託

納税者等が、徴収猶予若しくは換価の猶予に係る徴収金、提供した有価証券の支払期日以降に期限の到来する徴収金又は滞納に係る徴収金について、その徴収金を納付(入)するため有価証券を提供して証券の取立てと納付を委託した場合には、徴税吏員は、当該証券が確実に取り立てることができるものと認められるときに限り、その委託を受けることができます。(法16の2)

7 保全担保

県たばこ税、ゴルフ場利用税又は軽油引取税の特別徴収義務者等が、それぞれの地方団体の徴収金を滞納し、その後に課されるべき徴収金の徴収を確保できないと認められるときは、徴収金の担保として、前月分の徴収金の額の3倍に相当する金額を限度とする担保の提供を命ずることができます。(法16の3)

8 保全差押

地方団体の徴収金の納付(入)の義務があると認められる者が、不正に徴収金を免れ又は還付を受けたときの嫌疑に基づき、地方税法第16節第1款(犯則事件の調査)による差押え、記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合に、その処分に係る徴収金の確定後においては当該徴収金の徴収を確保し得ないと認められるときは、当該徴収金の確定前に、確定すると見込まれる徴収金のうち予め滞納処分を要すると認める金額(保全差押金額)を決定し、また直ちに差押えをすることができます。(法16の4)

9 徴収の囑託

地方団体の徴収金を納付(入)すべき者が当該地方団体外に住所を有し、又はその者の財産が当該地方団体の区域外に在る場合には、当該地方団体の徴税吏員は、その住所等の所在地の地方団体の徴税吏員にその徴収金の徴収を囑託することができます。(法20の4)

10 個人住民税の直接徴収

個人県民税の賦課徴収については、市町村が当該市町村民税の賦課徴収と併せて行うこととされているが(法41)、直接徴収制度(法48)はこの特例として認められている制度です。

県知事が市町村長の同意を得て、個人県民税の滞納者の全部又は一部について1年を超えない範囲内で定めた一定期間に限り、県の徴税吏員は、その滞納に係る個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）に係る徴収金を、当該個人市町村税の徴収の例により徴収し、又は国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができます。

第2節 滞納処分

- 1 意義 (1) 内容
差押え、交付要求（参加差押えを含む。）、換価及び配当の各処分によって組成されています。
- (2) 国税徴収法の準用
地方税法の各税目に規定されているものの他に、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされています。（法 68⑥等）
- 2 財産の調査 (1) 質問及び検査
徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、(2) にあげる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類を検査することができます。（国徴法 141）
- (2) 調査対象者
ア 滞納者
イ 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
ウ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
エ 滞納者が株主又は出資者である法人
- 3 督促 (1) 性質
納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合には、納期限後 20 日以内（自動車税については 60 日以内（条例 147））に督促状を発しなければなりません。（法 66 等）
徴収の目的を達成するために納付を促す催告行為である。また、滞納処分の前提要件となるものである。新たに義務を命ずるものではありません。
- (2) 対象
本税、延滞金、各種加算金であり、滞納処分費は督促の必要はありません。
- (3) 効力
ア 発付された督促状が滞納者に送達されたときに効力が発生
イ 差押えの前提要件としての効力（法 68①（1）等）
ウ 時効中断の効力（法 18 の 2①（2））

4 差 押 え

(1) 意 義

原則として、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに徴収金が完納されないときに、徴収金の徴収を確保するために、滞納者の財産に対して事実上又は法律上の処分を制限する強制的な処分です。(国徴法47)

なお、繰上徴収、保全差押え等の場合は、督促を要しません。

(2) 執行機関

差押えを行う権能を有する者は、徴税吏員です。

(3) 目的物

滞納者の所有に係るものであり、法令による差押禁止財産でないものであり、しかも換価可能なもの又は金銭そのものでなければなりません。

(4) 差押えの手続き

目的物の種類によって次のとおりです。

ア 動産又は有価証券の差押え

原則として徴税吏員が占有して行うが、滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させる場合もあります。(国徴法56, 60)

イ 債権の差押え

第三債務者に債権差押通知書を送達して行います。(国徴法62)

ウ 不動産、自動車等の差押え

滞納者に差押書を送達するとともに、差押登記又は登録を関係官庁に囑託することによって行います。(国徴法68, 71)

エ 無体財産権の差押え

滞納者に差押書を送達して行います。(国徴法72)

オ 電話加入権の差押え

NTTに差押通知書を送達するとともに、滞納者に差押調書謄本を交付して行います。(国徴法73)

(5) 差押えの効力

動産については、徴税吏員が当該動産を占有したとき(滞納者又は第三者に保管させた場合は、封印等により差し押えた旨を表示したとき)に発生します。

動産以外の財産については、差押書又は差押通知書が滞納者に送達されたときに発生します。

差押えにより発生する主な効力は次のとおりです。

ア 滞納者の特定財産の法律上又は事実上の処分を禁止する効力を有します。

イ 時効中断の効力を有します。(民法147)

- ウ 主物を差し押えたときは、その効力は従物に及びます。(民法 87)
- エ 元物を差し押えたときは、その効力は天然果実に及ぶが、法定果実には及びません。(国徴法 52)
- 5 交付要求 滞納者の財産について、既に強制換価手続が開始されている場合に、その換価手続を執行する執行機関に対し、交付要求書を以て換価手続に参加して配当を受け、租税債権に充てるものです。(国徴法 82)
- 6 参加差押え 滞納者の財産を滞納処分により差し押えることができる場合において、滞納者の財産のうち特定の財産について、既に滞納処分による差押えが行われ、滞納者が他に適当な財産を有していない場合、その滞納処分を行っている行政機関に対し、交付要求書に代えて参加差押書を交付することにより行います。(国徴法 86)
- 参加差押えは、交付要求の効力と同じであるが、先行の差押えが解除されれば参加した時点にさかのぼり差押えの効力を生じます。(国徴法 87)
- 7 換 価 差し押えた財産を金銭に換え、これを未納の徴収金に充当する処分です。
- ア 公売：入札又はせり売りにより行います。(国徴法 94)
- イ 随意契約及び買上：公売の方法によらずに特定買受希望者と価格を協定して行う随意契約と、公売に付しても買受入がないか又はその価格が見積価額に達しない場合において見積価額を以って地方公共団体が買い上げる買上げがあります。(国徴法 109, 110)
- 8 自動車の
差押え
(タイヤロック、
ミラーズロック
方式) 滞納者の所有自動車に対し、タイヤロック（車輪止め器具）やミラーズロック（ドアの封印用ビニールテープ）を装着することにより、運行を禁止するものです。
- なお、自動車の差押えの効力は、滞納者に差押書が送達された時に生じるが、差押えの登録が差押書の送達により先にされた場合には、その登録がされた時に効力が生じます（国徴法 71①）。
- 9 インター
ネット公売 滞納処分により差し押えた滞納者の財産（動産、自動車又は不動産）を公売するにあたり、その手続きの一部について、インターネットオークション会社が提供するシステムを利用し実施するものをいいます。